

## 不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定書

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊、己間で協議し、定めるものとする。

三重県（以下「甲」という。）、三重県経営者協会（以下「乙」という。）、日本労働組合総連合会三重県連合会（以下「丙」という。）、公益社団法人三重県医師会（以下「丁」という。）、三重県産婦人科医会（以下「戊」という。）及び三重労働局（以下「己」という。）は、不妊治療と仕事の両立支援に向けた連携を図るために、次のとおり協定を締結する。

令和元年12月16日

（目的）  
第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊及び己は相互に連携及び協力をを行い、不妊治療と仕事の両立を推進する気運の醸成や不妊治療を受けやすい環境づくりの推進を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。  
一 不妊治療にかかる正しい知識の普及啓発に関すること  
二 不妊治療と仕事の両立支援のため職場での理解の促進に関すること  
三 不妊治療と仕事が両立できるよう相談体制の整備に関すること

### （連携の推進）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報の共有を図るとともに、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。  
2 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、それぞれに窓口を設置し、相互に連絡調整を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、連携事項の検討、実施により知り得た情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、第三者への開示について事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。  
2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間の満了1ヶ月前までに甲、乙、丙、丁、戊又は己から連携終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

甲 金子 大 荘

乙 今井 美 純

丙 日本労働組合総連合会三重県連合会  
会長 五代 一 治

丁 公益社団法人 三重県医師会  
会長 木村 伸一

戊 三重県産婦人科医会  
会長 佐々木 平正道

己 三重労働局  
局長 下角 五